

# 異常気象時における事前通行規制区間について(見直し)

異常気象により連続雨量等が通行規制基準を超えた場合、落石・土砂崩落から危険を防止するため、事前に通行を禁止する区間があります。  
 倉吉河川国道事務所管内における令和2年4月1日以降の事前通行規制区間は、以下のとおりです。

規 制 範 囲				規 制 基 準		
路 線	番 号	区 間	延 長 (k m)	連続雨量 (mm)	組合雨量 (mm)	
					連続雨量	時間雨量
青谷・羽合道路	①	青谷IC ~はわいIC	13.2	160	90	35
東伯・中山道路 中山・名和道路 名和・淀江道路	②	大栄東伯IC ~淀江IC	28.4	230	150	40
米子道路	③	淀江IC ~米子西IC	13.6	230	190	40

※連続雨量や組合雨量が規制基準雨量に達した場合、通行止めとなります。  
 ※組合雨量とは、連続雨量を超え、かつ、時間雨量が基準値を超えた場合の雨量です。  
 ※連続雨量が規制基準雨量に達しない場合でも、パトロールにより危険と判断される場合は、通行止めとなる場合があります。

R2.4.1 見直し

